

「改正貸金業法フォローアップチーム」 における取組み状況について

平成23年6月27日

金融庁

「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置(平成22年6月22日)

改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に代えて、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置。

(注) 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」は、改正貸金業法の円滑な実施のために講ずべき施策について検討を行うことを目的として設置され、最終的に「借り手の目線に立った10の方策」を取りまとめ。

1. 実施内容

- ・ 改正貸金業法に係る制度の周知徹底
- ・ 改正貸金業法の施行状況や影響等についての実態把握
- ・ 改正貸金業法に係る制度のフォローアップ・点検

2. 構成メンバー

座長	東 祥三	内閣府副大臣(金融担当)
座長代理	末松義規	内閣府副大臣(消費者担当)
事務局長	和田隆志	内閣府大臣政務官(金融担当)
	園田康博	内閣府大臣政務官(消費者担当)
	黒岩宇洋	法務大臣政務官

(警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、日本銀行は、事務方が参加)

1. 改正貸金業法に係る制度の周知徹底

「あなたは大丈夫？キャンペーン」(昨年5月～本年6月)を通じた周知・広報を推進。本年4月に実施した意識調査では、貸金業法改正の認知度は7割強に達している。

【取組みの具体例】

- ・「あなたは大丈夫？キャンペーン」の実施(改正貸金業法の周知・広報及び、全国の自治体等における無料相談会)(22年4月30日～23年6月30日)
- ・貸金相談デスク(改正貸金業法等に関する専用受付電話相談窓口)を金融庁に開設(22年7月26日～)
- ・東京都主催・金融庁後援の「ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に、和田政務官が参加し、ヤミ金融の利用防止を呼びかけ(22年12月6日)
- ・多重債務相談窓口やセーフティネット貸付けについて、町内会等の地域コミュニティを活用した周知・広報(回覧板等)の強化を各自治体へ要請(22年12月13日)
- ・各財務局に対し、地元マスメディアに働きかけ、多重債務相談窓口の紹介と窓口利用の呼びかけを強化するよう要請(22年12月13日)
- ・政府広報インターネットTVを通じ、和田政務官より年末に向けた多重債務相談窓口の紹介・活用を呼びかけ(22年12月17日)
- ・借金問題に係る消費者・事業者向けの具体的な相談窓口を掲載したポスター及び広報誌・回覧板の原稿を、47都道府県別に作成。さらに、自治体・関係機関に対して、当該原稿の活用を要請(23年6月14日)

2. 改正貸金業法の施行状況や影響等についての実態把握

計5回にわたり関係者ヒアリングを重ねたほか、貸金業を利用している一般消費者・事業者等への意識調査等を通じ、実態把握。

【取組みの具体例】

- ・ 財務局・自治体等に寄せられる各種相談状況を把握(常時)。
- ・ 貸金業利用者(一般消費者、事業者)に対する借入れ状況等の調査を実施(22年11月(12月21日関係者ヒアリング資料9,10)、23年4月(23年6月27日関係者ヒアリング資料6))
- ・ 関係者ヒアリングの実施
 - <平成22年>
 - 9月9日 「改正貸金業法の完全施行後の状況」について
(日本弁護士連合会、全国中小企業団体中央会、日本貸金業協会等)
 - 10月16日 「武富士の会社更生手続開始の申立ての経緯等」について
(日本司法支援センター(法テラス)、全国信用金庫協会、日本貸金業協会等)
 - 11月26日 「健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み」について(全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会等)
 - 12月21日 「改正貸金業法の完全施行後の状況」について(日本司法書士連合会、全国商工会連合会等)
「健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み」について(全国地方銀行協会、第二地方銀行協会等)
 - <平成23年>
 - 6月27日 「改正貸金業法の完全施行後の状況」について(国民生活センター、日本弁護士連合会、日本貸金業協会)
「健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み」について(全国銀行協会)

3. 改正貸金業法に係る制度のフォローアップ・点検

関係者ヒアリングや意識調査等の実態把握の結果からは、現時点まで、特定の制度の見直しが必要となるような実態は把握されていない。なお、別途、東日本大震災への対応として、内閣府令改正を実施。

【(参考)震災に対応した、返済能力を超えない借入れの円滑化のための内閣府令改正（平成23年4月28日施行）】

東日本大震災の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、貸金業法施行規則の一部を改正するもの。

<改正の概要>

- (1) 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化
- (2) 総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化
- (3) 総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化
- (4) 極度額方式によるキャッシング(総量規制の枠内貸付け)の借入手続の弾力化